

○山梨県警察情報セキュリティ委員会運営要領の制定について

〔平成29年12月25日〕
〔例規甲（情管シ）第27号〕

（概要）

この要領は、山梨県警察情報セキュリティに関する訓令（平成19年山梨県警察本部訓令第12号。以下「訓令」という。）第4条第3項の規定に基づき、山梨県警察情報セキュリティ委員会の構成及び運営に関し、必要な事項を定めたものである。